

雑誌作成上の留意事項

2017年改訂版

一般社団法人 日本雑誌協会

目 次

I <目的>.....	2
II <対象とする雑誌>.....	3
III <雑誌（本誌）の形式・材質>.....	4
IV <表紙への表示>.....	7
V <付録の形式・材質>.....	11
付則.....	17

I <目的>

雑誌の作成は、本来、出版社の責任のもと各社の自由裁量で行われるべきであるが、多品種、大量部数、商品価値維持の短期性という雑誌のもつ特性、更に、読者及び小売店からの強い要望である、全国定日一斉発売を遂行するためには、印刷、製本、取次、輸送、小売店等の流通上の各段階における、円滑かつ効率的な作業が必要である。

一方、雑誌出版業は、読者、社会との信頼で成り立つ文化産業と位置づけられており、返本処理を含む環境問題、店頭環境等に十分な配慮が求められている。

当「雑誌作成上の留意事項」は流通上の問題点、文化産業としての社会性等を、十分に考慮し、雑誌の作成にあたって留意すべき事項をまとめたものである。

Ⅱ <対象とする雑誌>

ここにおいて対象とする「雑誌」は、週刊・旬刊・隔週刊・月2回刊・月刊・隔月刊・季刊等、発行の終期を予定せず、号を追ってあまねく有償で刊行される出版物にあって、取次会社及び小売店等を経由して販売されるものである。

発行されるもののすべてが取次会社を経由しないものや、直販等によって販売されるものは対象にしていない。

<表紙加工、付録、サンプル貼付、香印刷、表示変更等を行う場合の留意点>

- ・流通上支障がないか確認のうえ、事前に各取次の仕入れ窓口に連絡することとする。(その出版社にとって初めての(材質・形状)は事前に相談することとする)
- ・必要に応じて連絡会を持ち事例を検証する。
*繁忙期はできるだけ避けるよう配慮する。

Ⅲ＜雑誌（本誌）の形式・材質＞

大量部数の雑誌を短時日に印刷・製本の作業を行うため、また、取次会社から小売店までの流通段階における荷さばきや梱包等の人的作業を支障なく行うため、さらに、返本処理（古紙流通まで）を効率的に行うため、雑誌の形式・材質について留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 表紙サイズ 表紙は、本誌の面積の5分の4以上とする。
2. 表紙の折り返し
 - (1) 表紙の折り返し部分は、内側への折り返しと化粧立ちすることを原則として、表1（2）表4（3）の両方同時にできる。
 - (2) 折り返しの回数は、3回までに止める。但し、2回以上の折り返しは、どちらか一方とする。
3. 表紙にはブックカバー、ハードカバー、タック紙を使用しない。
4. 本誌には紙以外の材質のものを通常使用しないが、厚紙または紙以外の材質のものを綴じ込み、貼り込みする場合には、発送、荷さばき、輸送段階、小売店の荷扱い、返本処理等で支障のないものとする。なお、材

質については、付録の別項1. 2に準じる。

5. ページを開くと折りたたんだ部分が箱状に起立する、いわゆる「立体物」の仕様は、材質を紙のみとし、発送荷さばき・輸送作業段階で支障のない範囲（結束荷姿で安定させる）までとする。
6. ミシン加工および打ち抜き加工、フレンチ加工
 - (1) 本誌にミシン加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲にとどめる。ミシン加工は、表1（2）にも行うことができる。
 - (2) 本誌に打ち抜き加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲にとどめる。表1（2）にも行うことができる。（強度を保全するため加工の際は表紙面積の10%を基準とする）
 - (3) 本誌にフレンチ加工を行う場合には、流通及び小売店店頭において支障のない範囲で、表1（2）に限って行うことができる。（加工の際は表紙ノドから5分の4以上出し13cmを下回らず、重なる部分は5cmを基準とする）
7. 香（におい）印刷を行うことができる（但し、表紙を除く）。
8. 現物見本（サンプル）等を本誌・別冊付録の広告ペー

ジおよびスポンサーとのタイアップ編集ページに掲載することができる。但し、発送荷さばき、輸送段階、小売店の荷扱い、返本処理で事故発生のおそれのあるもの、作業効率の低下を予測させるものは添付できない。なお、安全性、環境保護に充分配慮する。

- (1) 液体・粉末状のものは完全密封状態にし、破損しないよう重量3トンの圧力にも耐えられるものとする。
 - (2) 添付物の面積は、本誌を超えないものとする。
 - (3) サンプル添付等は、本誌・別冊2カ所以内とし、荷姿安定のため重ならないように注意する。
 - (4) 現物見本（サンプル）等を、あたかも読者全員プレゼントの印象を与えるような誇大PRを避ける。
9. コンパクトディスク等の記録再生メディアを本誌に貼付することができる。（別冊付録及び付録のセットに挿入するものも、これに準じる）なお、店頭での散逸・盗難防止に配慮するとともに、流通上支障のないようにし、人的作業の支障及び破損防止のため、凹凸のない形態にする。

Ⅳ 表紙への表示

読者の雑誌購入時における混乱防止のため、また、取次会社及び書店等における多品種・大量の雑誌の荷さばきや伝票との照合作業等を効率的・正確に行うため、表紙への表示について留意すべき事項は次のとおりである。

1. 表紙第一面に記載すべき項目は、

a. 雑誌名

b. 月号等の表記

- a. 雑誌名は、表紙第一面の上部に他の文字と混同しないよう明瞭に識別できる形で表示する。また、雑誌名が縦書きの場合にも、表紙第一面の上部から表示する。

なお、臨時増刊の場合には、表紙第一面の上部に、何号の臨時増刊であるかを明瞭に識別できる形で表示する（14ポイント活字以上で表示する）。

- b. 月号等の表記は、雑誌の発行形態別に以下のように発行期間を限定して表示する。表紙第一面に2号（21ポイント活字）以上で表示する。

（1）週刊誌

発売日から15日先までの月日

(2) 旬刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌

発売日から1か月先までの月(月旬)

(3) 月刊誌・隔月刊誌

16日発売日以降は2か月先までの月(45日先まで)

(4) 季刊誌・その他

16日発売日以降は2か月先までの月または発行期間を示す季節(その季節を表す文字)

(5) 増刊号は(3)に準じた月/日号もしくは月号を表示する。

但し、サブタイトルに対しての月号表記は避ける。

2. 表紙第四面には、価格・雑誌コード・発行所・住所・発行人・編集人・発売月日・発売の定日を表示する。また、発行所と発売元が異なる場合には、その双方を併記する。

*価格の表記は、定価(再販品)か価格(非再販品)かを明示する。

3. 増刊号には、表紙第四面に㊦表記(返品期限)を次のとおり記載する。

<㊦表記の表示位置>

- ・表示位置は表紙第四面雑誌コードの下部を基本とする
- ・何らかの理由で表紙第四面雑誌コードの下部への表示が困難な場合は、雑誌コードの右側に表記することも可とする

<表記サイズ>

- ・表記サイズは「活字9ポイント以上」を原則とする（本誌雑誌コードの表記サイズも「活字9ポイント以上」であること）

例 雑誌2〇〇〇〇-9/14	491〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
㊤ - 11/14	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>バーコード</td> </tr> </table> 〇〇〇〇〇	バーコード
バーコード		

4. 合併号は、平常月と特別運用月（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆に該当する月）にかかわらず、読者の利便のため、2号連記し、合併号であることを明示する。
5. 第3種郵便承認を受けている雑誌は、表紙第一面・表紙第四面の表記に、食い違いが生じないように留意する。
* 第3種認可雑誌の表紙第一面への表示例は付則として別途まとめた。

(表記例)

週刊誌

2017年3月23日号(毎週木曜日発売) 3月16日(木)
発売

旬刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌

2017年4月5日号(毎月5日・20日発売) 3月20
日発売

月刊誌・隔月刊誌

2017年5月号(毎月23日発売) 3月23日発売

季刊誌

2017年夏号(季刊3・6・9・12月10日発売) 6月
10日発売

臨時増刊

2017年5月臨時増刊 3月16日(木) 発売

*首都圏を基準とする発売日又は、エリア毎の基準発
売日

V 付録の形式・材質

取次会社及び小売店等における多品種・大量の雑誌の荷さばきや伝票との照合作業、梱包作業等を効率的に、かつ、円滑に行う上で、付録の破損や脱落等によってそれらの作業に支障をきたさないようにするため、付録の作製にあたって留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 付録は、「雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び同施行規則」によって、以下のとおり決められているので、景品の・広告的なものにならないよう注意する。
 - (1) 雑誌に掲載されている事項と同様又は類似の事項を掲載する等のため、雑誌を補完する機能を有すること。
 - (2) その雑誌の発行者が特に付録として用いるために作製したものであって、当該雑誌と別個では通常販売されないものであること。
 - (3) 当該雑誌名・月号などを記載し、当該雑誌の付録であることが明示されていること。
2. 取次会社及び書店等における多品種・大量の雑誌の送本や返本にあたって、荷さばきや伝票との照合、梱包

作業等を効率的、かつ、円滑に行うために、販売期間の短い雑誌（週刊誌）には、別添（本誌と分離している）付録をできるだけつけない。

3. コンパクトディスク等の記録再生メディアを付録として本誌に貼付することができる。（別冊付録及び付録のセットに挿入するものも、これに準じる）なお、店頭での散逸・盗難防止に配慮するとともに、流通上支障のないようにし、人的作業及び破損防止のため、凹凸のない形態にする。
4. 以下にいう付録は、本誌に綴じ込み付録、貼り込み付録を除いた別添（本誌と分離している）ものを対象とする。なお、材質は別項1、2に準じる。
 - (1) 別添付録をつける場合は、表紙にその旨を表示する。
 - (2) 付録の総重量は、雑誌（本誌）の重量以内を基準とする。
 - (3) 冊子式付録の形式・材質は、「Ⅲ雑誌（本誌）の形式・材質」と同じにする。
 - (4) 付録の大きさは、折り加工したものも含め、雑誌（本誌）の底面積を超えないようにし、また、雑誌（本誌）の4分の1以上にする。なお、付録が

雑誌（本誌）の4分の1以下の場合には、4分の1以上から雑誌（本誌）の大きさまでのセットに入れる。

- (5) 付録が複数の場合には、その荷姿を2点までにまとめ、できるだけ空間を作らないようにし、付録の合計のかさ高は3 cm 以内を基準とする。
- (6) 付録に合成紙・特殊紙または紙以外の材質のもの（別項1. 2）を使用することができる。その場合は、付録の形態上の規定をみだし、流通上支障のないようにする。なお、安全性、環境保護に充分配慮する。

別項 1. 合成紙・特殊紙

材 質

①紙せっけん

②カーボン紙

③ろう紙

④紙クロス

⑤ホイル紙

⑥紙布

⑦パイロン紙

(ウールペーパー)

⑧合成紙

⑨粉末状パルプ

⑩不織布

⑪紙糸

⑫タック紙

細ハリガネ

止め金

磁石

別項 2. 紙以外の材質 (2)

材 質 (第 2 類ゴム・ひも)

輪ゴム

ひもゴム

糸ゴム

ゴム風船

組ひも

ビニールひも

リリアン

糸

PPひも

背ばり用布切

別項 2. 紙以外の材質 (1) 別項 2. 紙以外の材質 (3)

材 質 (第 1 類金属)

はとめ

どっとボタン

割ピン

スナップ

材 質 (第 3 類樹脂)

ポリエチレン・硬質塩化ビ

ニール系などの樹脂、硬質

塩化ビニール (ポリエステ

ルフィルムを含む)

週刊誌の付録の取扱について

【付録を用いる場合の基本となる配慮点】

- ①事前の連絡・相談（調整可能な期間内で（形態・材質等）、そのつど各取次仕入窓口に連絡・相談する）
- ②制作・搬入等の確認（流通上、支障がないよう十分配慮し、事前のテストを行うとともに、制作過程及び搬入等の確認を徹底する）
- ③付録の付け方（付録は、綴じ込みまたは貼り込みとし、別添え（別冊）は避ける）
- ④荷姿（流通上の支障並びに書店店頭での散逸防止に配慮、凹凸のない荷姿にする）
- ⑤付録の形式・材質（雑誌作成上の留意事項「付録の形式・材質の項1」を遵守する）

【留意事項】

- ①付録の点数は1点までにとどめる。
- ②CDは付録として用いる場合は、全面貼り込みとし最小限（1枚）とする。その場合、できるだけ他の綴じ込みは避ける。
- ③付録のサイズは、本誌の面積に対して、一定の大きさ（本誌の天地左右3分の2）以上とする。（例：ブックインブック等）
- ④同じ位置での、複数の綴じ込み、貼り込みは極力避ける。（例：はがき、シール、ポスター等）
- ⑤禁帯品を付録に用いる場合は、集中化を避けるため、その頻度はできるだけ3ヶ月に1回・年間4本までとする。（サンプルを含む）
但し、集中化した場合は調整の可能性もある。

「雑誌作成上の留意事項」の付則

【広告サンプル及びカタログに係る別添付録等について】

広告主等から支給されるカタログ等に関しては、本誌に綴じ込み、貼り込みとすることを原則とする。

中綴じ、平綴じ等それぞれの雑誌の制作特性に合わせて、流通、書店店頭陳列等に支障が生じないように配慮する。

その前提で、別添とせざるをえない場合には、取次仕入れ窓口と相談のうえ、支障のないよう十分配慮する。

【コミックスの発行日表記の統一化および記載について】

①表示位置

- ・表示位置は原則「奥付」とする

②表記サイズ

- ・原則「活字9ポイント」以上とする

③発行日の表記

- ・発行日は発売日（首都圏基準）から原則「15日以内」までとする

④重版日表記

- ・重版日付及び刷数を原則「活字9ポイント」以上で表記する

（記載例）

発行日	2017年1月1日	初版発行
	2017年3月1日	第3刷発行

第3種郵便認可雑誌の「表紙第1面」表示の事例について

- 「雑誌作成上の留意事項」の表紙表示の改定は、表紙第4面の改定で第1面は変更ありません。しかし、第3種認可の雑誌については、「第3種の規定に則り、第4面と食い違いのないよう留意する」になりました。
- 第3種の規定（約款）では、表紙第1面に「発行」年月日、「発行」の定日と、「発行」という表記の記載を明示することになっています。この規定どおりに、郵便事業会社の窓口では、「発行」という表記をそのまま使用する、という説明がなされています。
- そこで、表紙第1面の表示例は、郵便窓口との混乱を防ぐため、従来の「発行」表記を実際の発売日基準とし、「発行」という表記はそのまま残し、発売表記と併用すれば、第3種規定との食い違いは生じない、と判断いたします。

上記に照らし、第3種認可雑誌の表紙第1面の表示は、基本的に下記のとおり。

○月○日発行・発売 毎月○日発行・発売

○月○日発行（発売） 毎月○日発行（発売）

（○日は実際発売日の「定日」とする）

* 「定日発売日」を表記すると、連休等で発売日が定日と

ずれることがあるが、書店店頭の雑誌棚には「定日」発売日表が掲出してあります。そこには「発売日が変更になることがあります」と但し書きが記されており、実際の店頭現場の混乱はない、と思われる。

<週刊誌>

- 7月10日発売（7月20日号）<毎週金曜日発売>の場合
 - A) 7月10日発行・発売（毎週金曜日発行・発売）
 - B) 7月20日発行（毎週金曜日発行）（7月10日発売）

<月刊誌>

- 7月23日発売（9月号）<毎月23日発売>の場合
 - A) 7月23日発行・発売（毎月23日発行・発売）
 - B) 9月23日発行（毎月23日発行）（7月21日発売）

* A表記) は発行日＝発売日で簡潔

* B表記) は休日等で発売日に変更になった変動が大きい場合、発売日を表記できる。

□第3種規定の「定日発行日」が「実際の発売日の定日基準」に変われば、これまで大半が実際の発売日に関わりなく「1日」になっていた問題は解消できることになるからです。

□第3種承認の各郵便事業会社支店の窓口には、実際の発売日への発行日定日の変更届けを提出する必要があります。（この変更は無料です）